

様式第8号の記載留意事項

- 1 本様式は、避難スペース整備（障害福祉課所管施設）について記載するものであること。
- 2 整備事業について、原則として1か年事業とする。
- 3 設置主体名については、法人名を記入すること。（社会福祉法人にあっては、（ ）内に「福」と、医療法人にあっては、（ ）内に「医」と記入すること（その他の設置主体については適宜記入すること）
- 4 「1 対象経費の実支出予定額」欄について
 - (1) 構造には、建造物に使用する素材を記入すること。（鉄筋コンクリート、鉄骨、木造等）
 - (2) 事業費内訳には、該当する項目に見積額を記入すること。
なお、見積書に対象外経費が含まれる場合、見積書に対象外経費欄を設けること。
 - (3) 工事事務費は、本体工事の工事費の2.6%が上限であることに留意すること。
- 5 「3 国庫補助基準額」欄には、それぞれの区分・定員に応じた1事業当たりの国庫補助基準単価（加算を含む）を記入すること。
- 6 「4 国庫補助所要額」欄について
 - (1) 都道府県（市）補助（予定）額及び国庫補助基本額には、対象経費の実支出額予定額に交付要綱第2の4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、国庫補助基準額の合計を比較して少ない方の額を記入すること。
 - (2) 国庫補助所要額には、国庫補助基本額に国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。
（千円未満に端数が生じる場合は、切り捨てにすること）
- 7 「5 財源」欄について
 - (1) 県（市）補助金欄には、国庫補助所要額欄の都道府県（市）補助（予定）額から国庫補助所要額を差し引いた額を記入すること。
なお、機構借入は設置者負担金の80%が上限となる。
 - (2) 自己資金については、「その他（ ）」欄に「その他（自己資金）」として事業費の10%以上の額を記入すること。
 - (3) 機構借入金償還者については、該当する番号を○で囲み、その他に償還者がいる場合には、その他の（ ）内に記入すること。
 - (4) 寄付者欄については、例示以外の寄付者がいる場合は、空欄に寄付者と寄付金額を記入すること。
- 8 「7 整備内容」欄について
他の施設との併設状況欄については、老人福祉（保健）施設、障害者施設、児童福祉施設、保健衛生施設、県（市）単独整備施設等について記入すること。
 - (1) 施設種別については、特別養護老人ホーム、保育所等の施設種別を記入すること。
（記入の際、特別養護老人ホームを「特養」と記入するなど適宜省略して記入することは差し支えない）
 - (2) 補助金等の所管部局等欄については、該当する部局名を記入すること。
 - (3) 既設・協議中欄は、該当する方を○で囲むこと。
（協議中とは、施設整備について担当省庁、所管部局と協議中であることをいう。）
 - (4) 協議施設との設置形態は、該当するものを○で囲むこと。

9 「10 建設用地」欄について

- (1) 用地の種類欄については宅地、農地等を記入すること。
- (2) 用地の所有者欄については、施設（法人）との関係がわかるように、下記の例を参考に記入すること。
(例) 「当法人の理事長」、「当法人の理事」、「当施設の職員（職名）」、「当法人所有」、「〇〇市」、「〇〇町」、「〇〇会社（〇〇業）社長（当法人理事の甥）」、「個人所有（関係無）」等
- (3) 用地の取得形態欄、手続き状況欄については、該当するものを○で囲むこと。
- (4) 排水路関係、進入路関係欄には「問題無し」「調整中」等と記入すること。
- (5) 立地条件欄には、住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等を記載すること。
(特に、地域での普通の生活を目的とする共同生活介護、共同生活援助については、既存施設の敷地内ではなく、地域との交流が図られる立地となっていることについて記載すること)

10 添付資料について

- (1) 現在と整備後の障害者施設の配置図、平面図を添付すること。（共通別紙1～3）
- (2) 社会福祉法人等調書（共通別紙6）及び法人審査結果報告書（共通別紙8）を添付すること。
- (3) 整備の必要性については、社会福祉施設整備事業計画書（共通別紙7）を添付すること。
なお、新たに施設を創設する場合、既存施設を移転して改築等する場合は、施設の必要性の調査など実態把握に基づく整備の必要性等を記載した施設整備予定地の市町村長の意見書を添付すること。
- (4) その他参考となる資料等を添付すること。

別紙一障害者（児）施設 の記載留意事項

- 1 「本体工事費」欄については、当該事業所において実施する事業区分に○をし、それぞれの具体的な事業内容等について記載すること（自由記述）。

（記載例）

・生活介護（定員〇〇名）

- （1）日常生活上の支援を提供
食事や排泄等が未自立な利用者に対し、介護を通して日常生活能力を高める。
- （2）生産活動、創作的活動の機会の提供
下請軽作業や手作りお菓子づくりを通して、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図る。

・就労移行支援（定員〇〇名）

- （1）リサイクル事業を中心に地域の企業とも結びつきを強め、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。
- （2）給食設備を活用した地域への給食配食サービスを通し、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。

・共同生活援助（定員〇名）

- （1）〇〇圏域における入所定員の減に応じて、〇人分の地域移行の受け皿として、夜間において相談や日常生活上の援助を行う。利用者は、日中は主に近隣の〇〇において、〇〇の活動を行う予定である。

- 2 就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算がある場合については、「就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算」欄について、以下に留意の上、記入すること。

- （1）整備内容の内訳には当該整備の具体的な名称（例：〇〇設備工事）を記入すること。
- （2）当該整備が生産事業等に係るものである場合には、「生産事業の内容」欄に具体的な生産科目を記載し、当該生産事業における作業従事者数、作業従事職員数、受注先の名称及び年間受注額（見込み）を記載すること。

（例）

受注先（名称）	年間受注額（見込み）
〇〇市役所	30,000千円
〇〇社	25,000千円
合計	55,000千円

- （3）公的機関の見積書と受注業者の見積書（公的機関で見積ができない場合は2社以上）を添付すること。
- （4）協議対象設備のパフレット等（コピー可）を添付すること。

（参考）就労・訓練事業等整備加算及び大規模生産設備等整備加算の対象事業について

趣旨

- ① 日中活動事業を行う事業所（生活介護及び就労支援を行う事業所に限る）において、生産設備及び職業訓練設備等の整備を行うことにより、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。
- ② 障害者施設において、リハビリ設備等の整備を行うことにより、障害者の生活能力の維持・向上を図ること、並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

対象事業

上記趣旨に合致するもので、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。

- ① 生産設備、職業訓練設備、職業補導設備等
- ② リハビリ設備、難聴幼児訓練設備、ALS等居室を整備する際の特設介護設備、介護用リフト整備、特殊浴槽等
なお、このうち、当該設備等整備に係る事業費が1億円を超えるものについて、大規模生産設備等整備加算の対象とする。

（注）防災拠点スペースのみの整備である場合には未記入で差し支えない。